

入 札 説 明 書

調達物品名

消防団防火衣等貸借

相模原市 財政局 財政部 契約課

(令和7年4月11日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

4021

（2）契約件名

消防団防火衣等賃貸借

（3）数量

別紙仕様書のとおり

（4）履行期間

令和7年10月1日から令和14年9月30日まで

（5）納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

(8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目「物件の借入れ」及び細目が「その他」が認定されていること。

(9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。

(10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

(1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

(2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

(3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(様式1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ 出荷証明書(様式2)

(2) 提出期間及び提出方法

5 (1) の提出書類を、令和7年4月11日(金)午前9時から令和7年4月21日(月)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和7年5月28日(水)午前9時から令和7年5月29日(木)午後5時まで

(2) 開札日時

令和7年5月30日(金)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、

ファクシミリにより回答を送付する。

※仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」（様式 3）を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

（4）質問は、上記（3）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- （1）入札書には税抜きの合計金額（84ヶ月分）を記入する。
- （2）落札決定後、入札内訳書を提出すること。入札内訳書の合計金額と入札書の金額が相違ないようにすること。
- （3）入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- （4）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- （1）政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- （2）契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- （3）ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きをしないまま入札に参加した入札
- （4）他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札
- （5）ICカードを不正に使用した入札
- （6）次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

1 2 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（開庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

1 3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額を1年あたりに換算した額の10分の1以上の契約保証金を契約締結日までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

履行保証保険契約を締結する場合は、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が契約期間の最終日に至らないものであるときは、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、その場合においても保険金額は、契約金額を1年あたりに換算した額の10分の1以上とし、寄託できない場合は契約を解除する。また、新たな履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合においても、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであるときは、同様とする。

1 4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 5 契約金の支払方法に関する事項

1 か月ごとの賃貸借終了後に請求するものとし、当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
(3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達法は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和7年4月11日		公告別案件No	5/6	
入札番号		4021					
契約件名		消防団防火衣等賃貸借					
数量		仕様書のとおり					
履行期間		令和7年10月1日 から 令和14年9月30日 まで					
納入場所		仕様書のとおり					
参 加 条 件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目			細目		
		物件の借入れ			その他		
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体と物件の借入れについて1年を超える賃貸借契約実績があること。					
	履行能力	・当該入札に係る物品について、製造会社等から出荷引受の証明書が提出できること。					
競争参加資格確認申請書 受付期間		令和7年4月11日 (金) 午前9時 から 令和7年4月21日 (月) 正午 まで					
競争参加資格確認通知書 発行期間		令和7年4月25日 (金) 午後1時 から 令和7年4月25日 (金) 午後5時 まで					
参加資格がないと認めた理 由の説明請求期限		令和7年5月12日 (月) 午後5時 まで					
質問期限		令和7年5月13日 (火)					
回答期限		令和7年5月19日 (月)					
参加資格がないと認めた理 由の説明請求に係る回答期 限		令和7年5月19日 (月) 午後5時 まで					
入札書受付期間		令和7年5月28日 (水) 午前9時 から 令和7年5月29日 (木) 午後5時 まで					
		＊郵便の場合 令和7年5月28日 (水) までに必着					
開札予定日時		令和7年5月30日 (金) 午前10時					
契約保証金		要					
備考		・この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約による調達である。 ・落札者は、落札決定の翌営業日までに内訳書を提出すること。					

相模原市消防団防火衣等貸借
仕 様 書

相模原市消防局

第1 総則

1 目的

この仕様書は、相模原市において使用する消防団員用の防火衣上衣、下衣、防火帽、しころ及び防火手袋（以下「防火衣等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

防火衣等は、消防団員等が着用する物件であり、消防活動に適するものであること。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和14年9月30日までとする。

4 納入時期

賃貸人は令和7年9月24日までに防火衣等を納入し、貸借人から検査・検収を受けなければならない。

5 数量及び納品場所

（1）数量

防火衣上衣、下衣、防火帽、しころ、防火手袋各1着で1式とし、全700式とする。

（2）納品場所

別紙「調達量及び納品場所一覧」のとおり

6 賃貸借料の請求

賃貸人は、貸借料の支払いについて1箇月の賃貸借期間終了後に請求するものとする。

7 物件の譲渡

賃貸人は、賃貸借期間満了後、防火衣等について貸借人に無償で譲渡するものとする。

8 条件

（1）防火衣に使用する材料、付属品はこの仕様書に準じ、仕上りが優美な製品であり、縮み、傷、汚れその他外観を損なうような欠点のないものとし、国際標準規格ISO11613:2017に準拠するものであること。

（2）受注者は本縫製の着手前に承認見本として当局消防総務課に防火衣等を製作し

提出すること。

9 その他

- (1) 主要材料や構造が大きく異なるが、同等以上の機能を有する製品を主張する場合は、事前にサンプル製品、生地規格書、出来上がり寸法等を記載した仕様がわかる書類を消防局消防総務課に提出し、当局の承認を得ること。
- (2) 製作及び材質等の不良により起因する不都合が発生した場合は、賃貸人において無償で修復すること。

第2 防火衣 仕様

1 構造

- (1) この防火衣は、外衣と中衣からなる多層構造で、上衣とサスペンダー付下衣で構成された上下式とする。
- (2) この防火衣は、立体構造の裁断を行い、消防活動に適した機能性と強度を有するものとする。
- (3) 防火衣を着装した状態で、上衣の衿からズボンの裾までの間において、外衣生地から裏地まで貫通する箇所がない構造とする。

2 表生地材料

(主素材)

(1) 品番

ND-1000 紺

表面：超撥水加工 裏面：透湿防水加工

(2) 混率

メタ系アラミド 95%

パラ系アラミド 5%

導電性繊維入り

(3) 重量

250g/m² 以上

(4) 引張強力 (5cm×20cm)

経1600N 以上 緯1000N 以上 (JIS L 1906 ラベルストリップ法)

(5) 引裂強力

経 50N 以上 緯 35N 以上 (JIS L 1906 ベンジュラム法)

(6) 燃焼性

残炎 0

余じん 3秒以下 (JIS L 1091 A4法)

炭化距離 10cm以下

(7) 寸法変化率

±1.5%以下 (経・緯共) (JIS L 1096 D法)

(8) 撥水度

4級以上 (JIS L 1092 スプレー法)

(9) 透湿度

300 (g/m²・h) (JIS L 1099 A-1法)

(10) 耐水压

300mm以上 (JIS L 1092 低水压法・静水压法)

(蛍光生地)

(1) 品番

KNPL-36YL60

(2) 混率

モダクリル60% ポリエステル25% 難燃レーヨン15%

(3) 色相

蛍光イエロー 輝度係数 0.7以上 (ISO105-B02 耐光処理)

(中衣生地)

(1) 品番

MAMORU

(2) 混率

メタ系アラミド95% パラ系アラミド5% 透湿防水フィルム (PTFE製) 加工

(3) 透湿度

700g/m²以上

3 補助材料

(1) 肩あて (外衣)

KE-2018 (アラミド 100%/ニット)

(2) 芯 (衿、前立、右前持出し、雨ブタ、見返し)

日本バイリーン製又は同等品

(3) ファスナー

YKK製又は同等品

(4) ドットボタン (前立)

黄銅メッキ

(5) アイレット (ポケット底部)

黄銅メッキ

(6) マジックテープ (前合わせ、衿、ポケット、背、袖口中衣着脱)

YKK製クイックロン又は同等品

(7) 反射布

F T P - 2 5 7 5 - S 7 5 mm幅 蛍光ライムイエロー

(8) リブ (両袖口水切り部)

2 / 1 リブ筒型

(9) サスペンダー専用品

4 条件

(1) 針数

3 c m間で地縫及び飾りステッチ 1 1 針以上とする。

(2) 縫製

糸調子は上下共ツレ、タルミの無いようにし、返し針を完全にする事。

5 縫製要領

【上衣】

(1) 衿

指定の芯を入れた、立ち衿型とする。

左衿にチンストラップを取り付けマジックテープ止めとする。

(2) 前合わせ

ファスナー合わせとし、更に左身頃に前立を付け、右身頃とのマジックテープ止めとする。

(3) 蛍光生地

前身頃胸部、後ろ身頃背部、袖上腕部、衿外側部分に蛍光生地を表生地に重ねて縫い付ける。

(4) 胸ポケット

2分割の雨ブタ付き 3 方マチポケットとする。底には水抜きアイレットを

取り付け、雨ボタンとはマジックテープ止めとする。また、無線機落下防止の為にベルトを縫着し雨蓋止めのマジックテープと着脱できるようにする。

(5) 腰ポケット

雨ボタン付き3方マチポケットとする。底には水抜きのアイレットを取り付け、雨ボタンとはマジックテープ止めとする。ポケット内側の指定の位置にループを取り付ける。

(6) 背部マチ、脇下マチ

背部両側と両脇下に活動性を重視した構造のマチを入れる。

(7) マイクハンガー

左右胸上部にマイクハンガーを取り付ける。

(8) 肩あて・肩ループ

肩裏に表共生地とアラミド製の肩あてを付ける。左右両肩にループを取り付ける。

(9) 袖・袖口

左袖上部に腕章ピンを通すループを取り付け、右袖上部にはワッペンを着脱できるマジック台座を2個取りつける。袖口は二重構造とし、水切りの中袖口は、表共生地とリブとする。

(10) 腰ループ

左右両腰にD環を縫い付けたループを取り付ける。

(11) 反射布

胸部、裾部、両袖口部、各一廻り反射布を縫着する。

(12) 衿吊り

内側衿中央下に付ける。

(13) 中衣

長袖型とし、背、両脇部には、冷却剤を挿入できるポケットを取り付ける。前部分にファスナーを付け、見返しとの着脱式とする。背部と袖口は、マジックテープの着脱とする。

(14) 背文字

背上部に指定の文字をいれる。文字は3段で上段は「SAGAMIHARA CITY」中段は「相模原市消防団」下段は「FIRE BRIGADE」で上段と下段は紺色とし、中段は反射シルバー色で紺色枠付きとする。(字体及び文字配列は概容図参照)

(15) 片布

左腰ポケット位置裏側と中衣左前身頃に付ける。

(16) サイズネーム

内側衿中央下部と中衣片布下に挟み付ける。

【下衣】

(1) 前開き

前立てを付け、右身頃とは面ファスナーと釦止めとする。

(2) 反射テープ

裾廻りに縫い付ける。

(3) 腰ベルト

腰部に幅約38mmのベルトを付け、バックルで長さを調節できる構造とする。

(4) 脇ポケット

左右脇部に、雨蓋付き3方マチポケットを取り付ける。ポケット底部には水抜き用のアイレットを付け、雨蓋とはマジックテープ止めとする。ポケット内側指定の場所にループを取り付ける。

(5) 膝あて

両膝に当て布として表生地を付ける。

(6) 裾口

両裾外側は、ファスナー開閉とし、裾口はタブ付き面ファスナー止めの調節出来る構造とする。

(7) サスペンダー

前腰部に2箇所、後腰部に2箇所のサスペンダー脱着タブを取り付け、脱着式の専用サスペンダーを付ける。

(8) 中衣

外衣と縫い付け一体式構造とする。

【しころ】

(1) 生地

表面は防火衣本体の紺色アラミド生地を使用し、裏面は防水生地を使用。合わせ部は本体生地を重ね縫いする。

(2) 形状

前合わせ式とし、二つ折にしたときに視界を十分確保するものとする。前合

わせはマジックテープ止めとし、折り返し部の止め金具はドット釦とする。
防火帽との着脱用ドット釦を取り付ける。

寸 法 表

サイズ	上衣			下衣	
	着丈	衿丈	胸囲	腰囲	股下
S	73	78	111	88	68
M	75	80	119	94	71
L	77	82	125	100	74
LL	79	84	131	106	77
3L	81	86	137	112	77
4L	81	89	147	118	77
5L	81	89	157	124	77
6L				130	77

来上がり寸法(単位:cm)許容差±2%

第3 防火帽 仕様

1 条件

この防火帽は防火帽の規格(平成3年労働省告示39号改正)に適合し、飛来・落下及び墜落時による危険防止が可能なものであること。

(検定番号 TH3918 TH3919)

2 型式(参考)

北川工業製 FD9型

3 材料

(1) 帽体

ア 形はセミジェット兜式とする。

イ 材質はFRP(ポリエステル樹脂による強化プラスチック)とする。

(特徴) 衝撃に対して高強度であり、耐熱性、耐低温性、耐食性が良いもの。

ウ 表面塗装はガンメタリックウレタン表面塗装を施す。また、文字色は、左右側面消防団名は白色、後部つば部の分団名は白色反射とする。(デザインは概要図参照)

エ クリア塗装の上から20mm幅の蛍光イエローのテープを貼りつける。

オ 帽体前面に革台座付き消防団き章を取り付ける。

(2) 衝撃吸収ライナー

材質は発泡スチロールとする。

(3) 装着部品

ア ヘッドバンドはポリエチレン樹脂製で後部でダイヤル式でサイズ調整が可能なもの。

イ ハンモックはポリエチレン樹脂製で被りの高さ調整が可能なもの。

ウ 汗止めはレザー使用。

エ あごひもは合成繊維製(幅 18mm)で黒色。

オ 三角ホルダーはポリエチレン樹脂製で耳の位置が調整可能なもの。

カ 丸かんは鉄でニッケルメッキ仕上げのもの。ワンタッチ金具は樹脂製。

キ しころバンドはポリエチレンでホックによってしころの取り外しが可能なもの。

ク びらかんは鉄でニッケルメッキ仕上げのもの。

(4) シールド

ポリカーボネイト(表面は、ハードコート仕上げ)

(5) 重量

800g 以下

4 構造

(1) 堅牢かつ滑らかなる帽体及び強靱なる着装体及びあご紐、しころ止め等で構成されたもの。

(2) 帽体には、傷、われ、ひび、汚れ等がなく色相はガンメタリックのウレタン塗装とし、容易に剥離しないもの。

(3) しころ止めは、帽体内側後方から側方にかけて取つけ、これにホック(凸型)を取り付けたもの。

(4) シールドは、帽体に内装されスムーズに上下するもの。

5 材料表

品 番	FD9-ER3-L2B		
使用区分	①飛来・落下物用 ②墜落時保護用		
項	目	内 容	
帽 体	本 体	材 質 表 面	ポリエステル樹脂(FRP) ガンメタリックの焼付け塗装
	周 章 線	材 質 反射素材	アクリル系プラスチック/黄 ガラスビーズ、アルミ反射層
	き 章	材 質	真鍮及びレザー
	標 識	材 質	塩化ビニール/白
着 装 体	ハンモック	材 質	ポリエチレン/白
	連結リベット	材 質	真鍮
	ヘッドバンド	材 質	ポリエチレン/黒(汗止め/合成皮革) 寸法調整 ダイヤル調整式
シールド		材 質 色	ポリカーボネート 透明
衝撃吸収ライナー		材 質	発泡スチロール
あごひも		材 質 装 備	PP/黒 三角ホルダー/黒
重 量		800g以下	

第4 防火手袋 仕様

1 品名

消防活動用手袋

2 材質

パラ系アラミド繊維、メタ系アラミド繊維交編編物 2重ニット

牛表皮 皮厚 0.7mm以上（ヌバック加工）

ポリウレタン

3 縫糸

主部 ケブラー縫糸 30番

マジック取付け部 スパン糸 30番

4 構造

（1）本手袋は、パラ系アラミド繊維、メタ系アラミド繊維交編編物 2重ニット素材を使用し、ケブラー縫糸により手袋状に縫製していること。

（2）体（掌部）は補強用アテ素材として牛表皮を付けて一部 2重構造となること。

（3）強用アテ素材は、掌部指側 5本の先端から手首までの掌部を補強していること。

（4）保護用甲飾りは拳の上部に位置し、拳部を保護していること。

5 縫製

（1）縫製は内縫いとする。

（2）指部は、指内部に縫い目の無い縫製であること。

（3）補強用アテは、表側から牛表皮をケブラー縫糸で縫付けていること。

（4）護用甲飾り

甲側中央部の牛革飾りの下にクッション材としてパラ系アラミド繊維製フェルトを装備すること。

概要図 上衣

表面



背面



概要図 下衣

表面



サスペンダー



背面



概要図 しころ

表面



裏面



背文字デザイン

C.B

SAGAMIHARA CITY
相模原市消防団
FIRE BRIGADE

370mm

カラー：ネイビー（非反射）X 反射シルバー

概要図 防火帽



上 W18×H25×L140 (白)
下 WH10×L115 (白)

上 W21×H25×L90

相模原市消防団
FIRE BRIGADE

湖 1 本部

調達量及び納品場所一覧

調達量

	S	M	L	LL	3L	4L	5L	特寸	小計	合計
上 衣	2	29	202	239	166	54	8		700	700式
下 衣	2	30	229	268	139	26	5	1	700	
しころ									700	
防火帽									700	
	SS	S	M	L	LL	3L			小計	
防火手袋	0	6	61	308	276	49			700	

※特寸については規格外のため別途採寸

納品場所

各分団、各部ごとに梱包し納品

団本部	
納品場所	消防総務課

中央方面隊	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団
納品場所	相模原署	上溝分署	田名分署	淵野辺分署	緑が丘分署

南方面隊	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団
納品場所	南署	新磯分署	新磯分署	上鶴間分署	麻溝台分署

北方面隊	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団
納品場所	北署	相原分署	大沢分署	相原分署	城山分署
	第5分団	第6分団			
納品場所	城山分署	城山分署			

津久井方面隊	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団
納品場所	津久井署	津久井署	津久井署	津久井署	鳥屋出張所
	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	
納品場所	鳥屋出張所	鳥屋出張所	鳥屋出張所	青根分署	

相模湖方面隊	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団
納品場所	津久井署	津久井署	津久井署	津久井署	津久井署

藤野方面隊	本部	吉野分団	小淵分団	沢井分団	日連分団
納品場所	藤野分署	藤野分署	藤野分署	藤野分署	藤野分署
	名倉分団	牧野分団	佐野川分団		
納品場所	藤野分署	藤野分署	藤野分署		

納品場所住所

団本部	消防総務課	相模原市中央区中央2-2-15
中央方面隊	相模原署	相模原市中央区中央2-2-15
	上溝分署	相模原市中央区上溝2163-9
	田名分署	相模原市中央区田名4841-3
	淵野辺分署	相模原市中央区淵野辺本町3-1-8
	緑が丘分署	相模原市中央区緑が丘1-32-25
南方面隊	南署	相模原市南区相模大野5-34-1
	新磯分署	相模原市南区磯辺5-34-1
	上鶴間分署	相模原市南区相模大野7-40-4
	麻溝台分署	相模原市南区麻溝台8-38-20
北方面隊	北署	相模原市緑区橋本4-16-6
	相原分署	相模原市緑区相原4-14-9
	大沢分署	相模原市緑区大島1745-1
	城山分署	相模原市緑区川尻1699-1
津久井方面隊	津久井署	相模原市緑区寸沢嵐3455-1
	鳥屋出張所	相模原市緑区鳥屋789-7
	青根分署	相模原市緑区青根13721
相模湖方面隊	津久井署	相模原市緑区寸沢嵐574-2
藤野方面隊	藤野分署	相模原市緑区吉野433-1

賃 貸 借 契 約 書 (案)

1 業務の名称	消防団防火衣等賃貸借			
2 履行場所	別添「調達量及び納品場所一覧」のとおり			
3 契約金額（月額）	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 契約期間	契約期間は、令和7年10月1日から令和14年9月30日までとする。			
5 契約金額の支払	賃貸人は賃借人に対し、この契約に定める賃借料を請求するものとし、賃借人は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	☐ 前金払 （ ☐ 一括払 ☐ 分割払 ） ☐ 概算払 （ ☐ 一括払 ☐ 分割払 ） ☒ 確定払 （ ☐ 一括払 ☒ 分割払 ）			
	備考			
6 契約の保証	☐ 現金 円 ☐ 履行保証保険 円 ☐ 有価証券 円 ☐ 免除（第7条全文削除） ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 円 （相模原市契約規則第34条第 号）			
7 予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	賃借人は、令和8年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。 2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除し、賃貸人に損失が生じた場合は、賃貸人はその損失の補償を賃借人に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。			

上記の相模原市消防団防火衣等賃貸借について、賃借人と賃貸人は、次のとおり賃貸借契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相 模 原 市
代 表 相模原市長 本 村 賢 太 郎 印

賃貸人 所在地
名 称
代 表 印

契 約 条 項 (案)

(総則)

- 第1条 貸借人及び貸貸人は、この契約条項及び仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、信義を守り誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 3 この契約の履行に関して、貸借人と貸貸人間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠する。

(目的)

- 第2条 本契約は、貸借人が使用する防火衣上衣、下衣、防火帽、しころ及び防火手袋（以下「防火衣等」という。）を貸貸人が提供し、貸借人と貸貸人間で貸貸借する条件を定めるものとする。

(契約対象物件)

- 第3条 本契約の対象となる防火衣等は、別添「相模原市消防団防火衣等貸貸借仕様書」のとおりとする。

(貸貸借期間)

- 第4条 本契約の貸貸借期間は、令和7年10月1日から令和14年9月30日までとする。

(納品時期)

- 第5条 貸貸人は令和7年9月24日までに防火衣等を納品し、貸借人から検査・検収を受けなければならない。

(数量及び契約履行の場所)

- 第6条 数量については、防火衣上衣、下衣、防火帽、しころ、防火手袋各1着で1式とし、全700式とする。
- 2 履行の場所は、別添「調達量及び納品場所一覧」のとおりとする。

(契約の保証)

- 第7条 貸貸人は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
- ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を貸借人に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額を1年あたりに換算した額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、貸貸人が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金から生ずる利子は、貸借人に帰属するものとする。

(使用開始日)

第8条 使用開始は令和7年10月1日とする。

(賃貸借料の請求)

第9条 賃貸人はこの契約に定める賃借料の支払について、1ヶ月の賃貸借期間終了後に請求するものとする。

(物件の表示)

第10条 賃貸人は、防火衣等に対して賃貸人の所有物である旨、表示することができるものとする。

(物件の管理及び保全)

第11条 賃借人は、防火衣等を本来の使用目的に従い、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

2 賃借人の故意若しくは過失によって、防火衣等の修繕又は購入の必要が生じたときは、それらの修繕費、購入費を賃借人が負担するものとし、賃貸人は防火衣等の保守を行わないものとする。

3 賃借人は、防火衣等を他へ譲渡、転貸、担保権設定等、賃貸人の所有権を害する行為をしないものとする。

(損害賠償)

第12条 賃貸人は、賃借人が故意又は重過失により防火衣等を毀損する等、賃貸人に損害を与えた場合はこの賠償を賃借人に対して請求できるものとする。

(履行遅滞)

第13条 賃貸人は、期限内に防火衣等を納品することが困難になったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに賃借人にその理由、納品予定時期等を報告しなければならない。

2 賃借人は、前項の規定による報告があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、賃貸人と協議のうえ、相当の期間の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第14条 賃貸人の責めに帰すべき事由による履行遅滞を生じたときは、賃貸人は、賃借人に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約規則第42条に規定する割合で算出した額とする。

3 前項の規定により算出した違約金は、契約金額の支払金額から控除して徴収することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 賃貸人は、業務を行う上で得られた情報等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(保険の付保)

第16条 賃貸人は、契約期間中、賃貸人の負担により、提供する防火衣等に関し動産総合保険に加入

するものとする。

(契約不適合責任)

第17条 賃借人は、引き渡された防火衣等が、仕様書等により要求する品質及び仕様等に適合しないことが認められるとき（以下、「契約不適合」という。）は、防火衣等の修補、交換等を請求することができ、賃貸人は直ちに当該修補、交換等を実施するものとする。

2 前項の場合において、請求をすることができる期間は、引渡し後1年以内とし、修補等にかかる費用は賃貸人が負担するものとする。

3 賃貸人は、前項の実現のために、あらかじめ防火衣メーカー等と対処の方法を協議する等、その際の措置を講じておくものとする。

(履行不能の場合の処置)

第18条 賃貸人は、契約期間中、天災、その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により契約の全部、又は一部を履行することができないときは、賃借人の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、その後の賃借料の支払については賃借人と賃貸人とで協議するものとする。

(機密の保持)

第19条 賃貸人は、この契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

(物件の譲渡)

第20条 賃貸人は、賃貸借期間満了後、防火衣等について賃借人に無償で譲渡するものとする。

(契約の違反)

第21条 賃借人及び賃貸人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、なお履行の誠意がないと認めるときは、文書によってこの契約を解除することができるものとし、相手方に対し損害賠償を請求できるものとする。

(賃借人の契約解除権)

第22条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 賃貸人の責めに帰する理由により、期限内又は期限後相当の期間内に全部又は大部分の防火衣等を納品する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の締結又は履行に当たり、不正行為をしたとき。

(3) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等賃貸人が契約者たる資格を欠いたとき。

(4) 前各号のほか、賃貸人の責めに帰する理由により、この契約の目的を達することができないとき。

(5) 賃貸人の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(6) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき、又はそれらの申立てを受けたとき。

2 賃借人は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、賃貸人に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する場合において、賃貸人は、賃借人に対して契約金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(3) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る賃借人の解除権)

第23条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により賃貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 賃貸人が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 賃貸人が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 賃貸人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 賃貸人が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は賃貸人の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、賃貸人は、賃借人に対して契約金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期日までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 賃貸人は、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 賃貸人は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始に遅れが生ずるおそれがあるときは、賃

借人と賃貸借期間開始に関する協議を行わなければならない。

3 賃貸人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 賃貸人は、不当介入による被害により賃貸借期間開始に遅れが生ずるおそれがあるときは、賃借人と賃貸借期間開始に関する協議を行わなければならない。

(談合その他の不正行為による賃借人の解除権)

第25条 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に関して、刑法（明治40年法律第45号）96条の6若しくは同法第198条、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときは、賃借人は、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、賃貸人は、賃借人に対して契約金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期日までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、賃借人に第2項に規定する違約金の額を超えて損害が生じたときは、賃貸人は、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害賠償額は、賃借人賃貸人間で協議して定めるものとする。

5 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、賃借人は、賃貸人に当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

6 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、賃貸人に損害が生じても、賃貸人は、賃借人にその損害の賠償を請求できないものとする。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第26条 賃貸人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額総額の100分の10に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他賃借人が特に認めるとき。

(2) 前条第1項第4号の規定に該当する場合において、賃貸人が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賃貸人の契約解除権)

第27条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行継続ができなくなったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃貸人は、賃借人にその損害の賠償を請求できる。この場合の損害賠償額は、賃借人賃貸人間で協議して決するものとする。

(環境配慮事項)

第28条 賃貸人は、この契約の履行に当たって、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うものとする。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、省資源及び省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 賃借人への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 廃棄物の減量化及び資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行につき疑義を生じた場合は、賃借人及び賃貸人の双方で協議し、円満に解決を図るものとする。

(紛争の処理)

第30条 前条の協議によってもなお本契約の履行につき、紛争が円満に解決できない場合は、賃借人の所在地を所轄する裁判所で紛争を処理するものとする。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(担当者氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

令和 年 月 日

相 模 原 市 長 あて

出荷元 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

出 荷 証 明 書

この入札に関して 2 の出荷先の会社が落札した際は、指定の納期に間に合うよう、当社が製造（又は輸入）している 3 の商品を、当社において 2 の落札者あてに出荷することを証明いたします。

記

1 入札件名及び履行期間

件 名 消防団防火衣等賃貸借

履行期間 令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 1 4 年 9 月 3 0 日

2 出荷先（入札参加者）

所在地

商号又は名称

3 出 荷 品

（1）品 名 防火衣上衣、下衣、防火帽、しころ、防火手袋

（2）規 格 仕様書のとおり

（3）出荷数量 別紙「調達量及び納品場所一覧」のとおり

※ この様式の仕様を満たすものであれば別の様式を使用してもかまいません。また、3 出荷品については、別紙を添付していただいてもかまいません。

※ 出荷品により出荷元が異なる場合には、出荷元ごとに出荷証明書を提出してください。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
（担当者氏名）
印

＊次のとおり同等品の認定を申請します。

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4 0 2 1
調達物品名 消防団防火衣等賃貸借

内訳書

件名:消防団防火衣等賃貸借

	件名	月額(円) ※税抜き	契約期間(月数)	合計金額(円) ※税抜き
1	消防団防火衣等賃貸借		84ヶ月	
			合計	

※入札金額は、税抜きの合計金額(月額×84ヶ月分の合計額)を入力してください。